

# 第 1 章 計画策定に当たって

---



# 第 1 章 計画策定に当たって

## 第1節 計画策定の背景

本市では、平成 17 年の市町村合併後、新しい障害者福祉の指針として「今治市障害者計画及び障害福祉計画」を平成 19 年 3 月に策定し、障害者施策を展開しています。「今治市障害者計画」は平成 18 年度から平成 26 年度までの 9 年間の計画期間とし、障害福祉計画は 3 年間の 1 期とし、現在は「第 3 期今治市障害福祉計画」により、障害福祉サービスや地域生活支援事業※を積極的に推進し、障害者福祉の向上に努めています。

この間、わが国では、平成 18 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約※（障害者権利条約）」の批准を目的として、国内の障害者施策にかかわる法の整備を行ってきました。平成 21 年に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成 23 年 8 月には「障害者基本法※の一部を改正する法律」が成立しました。障害者基本法の改正においては、すべての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれています。この法律に基づき、平成 25 年 9 月には国の第 3 次障害者基本計画が策定されました。

さらに、障害者基本法改正にともなって、障害福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わる、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法※」という。）が平成 24 年に成立しました。この法律では、障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病※患者への支援提供や、知的障害※者及び精神障害※者における障害支援区分の適切な配慮等の改正が行われました。

また、平成 23 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）が成立し、障害のある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人への通報義務が課されることとなりました。さらに、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が成立し、国民の責務として、すべての国民が、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めることとされました。

こうした国内の法整備の動きにより、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」は、平成 26 年 1 月 20 日に批准され、平成 26 年 2 月 19 日に効力を生ずることとなりました。このような国内外の動きのなか、地域における障害のある人の社会参加の機会の確保等、地域で共生社会を実現していくことや、障害のある人を個人として尊重する社会のあり方が、より強く求められるようになっていきます。

今回の計画は、平成 26 年度までの「今治市障害者計画」及び「第 3 期今治市障害福祉計画」の期間満了にともない、以上のような動きを踏まえるとともに、本市における障害福祉を一層推進するための計画として策定しました。

※のある用語については、巻末（P.102～）の用語解説の項にて解説しています。

## 障害福祉制度の変遷(国の動向)

### 平成 18 年4月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
- 利用者負担額の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入 等

### 平成 19 年9月 「障害者の権利に関する条約」に署名

- 内容(全50条) 障害者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用等の社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保、障害に基づく差別の禁止等

### 平成 22 年6月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」を最大限尊重
- 基本的考え方:障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成 22 年 12 月 17 日の「障がい者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

### 「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成 22 年 12 月 10 日 公布・施行
- 平成 23 年 10 月 1 日 施行
- 平成 24 年 4 月 1 日 施行
- ・利用者負担額にかかる、定率負担から応能負担原則への見直し
- ・障害福祉サービスにかかる、支給決定プロセスの見直し

### 「障害者虐待防止法」制定

- 平成 23 年 6 月 17 日 成立  
平成 24 年 10 月 1 日 施行
- 障害者虐待の防止等
- 虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人の通報義務

### 「障害者基本法」改正

- 平成 23 年 8 月 5 日 公布・施行
- ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

### 「障害者総合支援法」制定

- 平成 25 年 4 月 1 日 施行
- ・社会モデル\*に基づく理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加等

### 「障害者差別解消法」制定

- 平成 25 年 6 月 19 日 成立  
平成 28 年 4 月 1 日 施行
- ・差別の禁止、人権被害救済等を規定

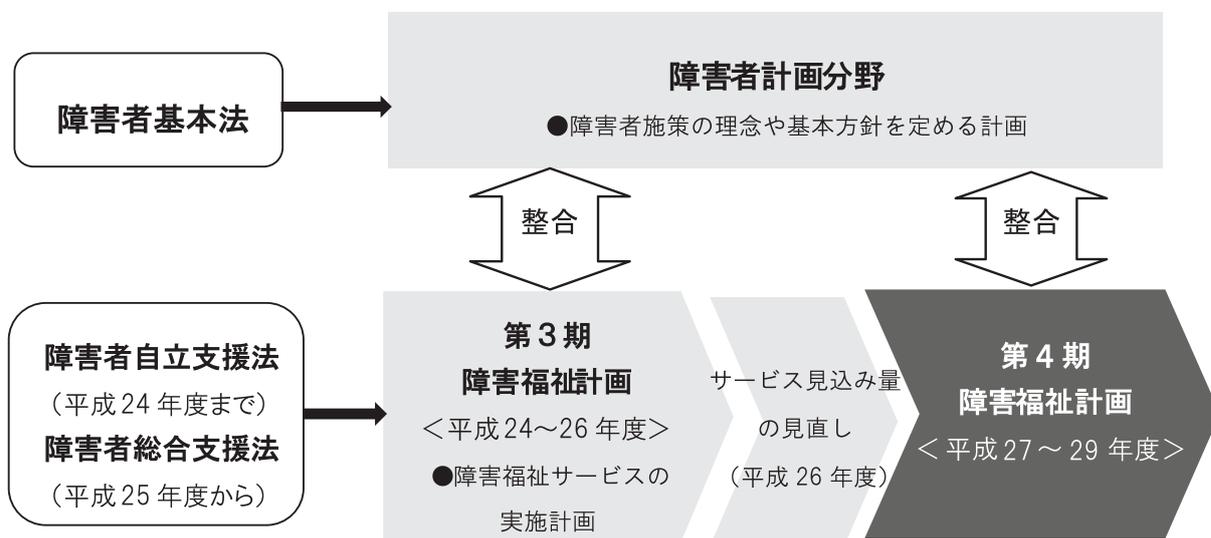
## 平成 26 年 2 月 「障害者の権利に関する条約」発効

- 平成 26 年 4 月 1 日 施行
- ・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの統合、地域移行支援の対象拡大

## 第2節 計画の法令等の根拠及び策定の方向

「今治市障害者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示す中長期的な計画です。また「第4期今治市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

障害のある人の支援については、様々な分野の取組を総合的・一体的に進める必要があることから「今治市障害者計画」等の関連計画との整合を図ったものとします。



## 第3節 関連計画等との連携

本計画の策定に当たっては、「今治市総合計画」や国及び県の関連計画等との連携を図っています。

## 第4節 計画期間

「今治市障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく中長期的な計画で、前計画の期間は平成18年度から平成26年度までの9年間としていましたが、関係法の改正や社会情勢の変化等に対応するため、今回の計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

また、「障害者総合支援法」では「市町村障害福祉計画」の期間は、3か年を1期として定めることとされています。「第4期今治市障害福祉計画」は、平成27年度から平成29年度までの3年間で計画期間として策定します。

なお、社会情勢の変化等が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 18年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	今治市障害者計画（前回）			今治市障害者計画（今回）				
	第3期障害福祉計画					見直し		
				第4期障害福祉計画			次期計画	

## 第5節 計画の策定体制

### （1）今治市障害者施策推進協議会

学識経験者、社会福祉関係団体等の代表者及び関係行政機関の職員等で構成する「今治市障害者施策推進協議会」において計画内容を審議し、計画を策定しています。

### （2）アンケート調査

本市の障害福祉サービス、障害者施策等に関して、アンケート調査を実施し、その意見を反映しています。

### （3）ヒアリング調査

これまでの本市の施策や今後の課題等に関する意見を把握するため、障害者団体等を対象としたヒアリング調査を実施しました。